平成２５年（フ）第３１号
千葉県銚子市唐子町21番地の２　フジセンターハイツＥ―217
債務者　藤田佐緒理
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
千葉県山武郡九十九里町真亀1724番地２
債務者　中村　容子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
千葉県山武市成東2975番地32
債務者　岸　　高子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
千葉県東金市西福俵18番地７　サニーコーポ203
債務者　瀧口　　修
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５７号
神奈川県平塚市上平塚７番46号　エスポアール湘南Ⅲ―102、前住所神奈川県平塚市万田165番地の１　メゾン出縄Ａ―101
債務者　小枝百合子（旧姓菊永）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５１号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1171番地の262
債務者　近藤　辰雄
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
静岡県駿東郡長泉町上土狩57番地の13　クロシェット302号
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
静岡県三島市平田129番地の４
債務者　杉山眞由美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
静岡県沼津市下香貫楊原611番地の１　カサデセイス202
債務者　三須　和代
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｋ４―208
債務者　坂上　順一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７７３号
名古屋市名東区藤森西町111番地　ダイアパレス藤ケ丘北301号
債務者　亀山　英門
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２５号
愛知県瀬戸市坂上町350番地の５
債務者　成田　一樹
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５号
愛知県岩倉市西市町竹之宮43番地１、住民票上の住所愛知県一宮市富士１丁目14番２号
債務者　林　　宏一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８１号
愛知県江南市高屋町清水133番地４
債務者　尾谷しのぶ
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３号
兵庫県小野市浄谷町1782番地　市住72号
債務者　長谷川真紀
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１３３号
高知市北秦泉寺174番地２　松村アパート１Ｆ
債務者　湯地　周悟
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市西千石町８番８―605号
債務者　青野サトミ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係